

(平成29年度)
筑前町教育委員会の自己点検・評価シート

大項目	中項目	小項目	点検・評価	改善・推進策
I 教育委員会の活動	1 教育委員会の会議の運営改善	① 教育委員会会議の開催回数	A ○定例会を毎月1回開催し、臨時会を3月に1回開催した。(合計13回開催)	
		② 教育委員会会議の運営上の工夫	A ○定例会開催時に、次回の教育委員会開催日の調整を行い、全員が出席できるよう努めている。	
	2 教育委員会の会議の公開、保護者や地域住民への情報発信	① 教育委員会会議の傍聴者の状況	B ○教育委員会の開催については、告示により公示し、ホームページへの掲載も行っているが、29年度の傍聴者はなかった。 ○議会事務局へ会議開催を通告する等の取り組みを行っている。	○会議開催についての広報活動の方法を研究し、更に充実した情報発信が必要である。
		② 議事録等の公開、広報・広聴活動の状況	B ○会議録の閲覧をできるようにしている。	○会議録作成に時間を要しているため、事務改善が必要である。
	3 教育委員会と事務局との連携	A ○定例教育委員会開催時に、教育長から現状・課題についての報告を行い、教育課、生涯学習課から教育上の諸問題についての報告を行うことにより、教育委員に情報の提供がなされ共通理解が図られた。		
	4 教育委員会と首長との連携	A ○首長主催の総合教育会議が開催され、その中で教育施策について意見交換を行うことができた。更に、教育委員と町長・副町長との懇談会を実施し、首長との連携を常に図っている。		
5 教育委員の研修	A ○国、県が主催する教育委員を対象とした研修会や、朝倉郡地方教育委員連絡協議会が実施する研修会等に参加した。 8/18 福岡県市町村女性教育委員研修会(福岡市)2名参加 10/24 北筑後教育事務所管内教育委員研修会(久留米市)4名参加 11/10 福岡県市町村教育委員会教育委員研修会(福岡市)2名参加 11/16~17 全国市町村教委研修協議会第2B研修会(沖縄県)3名参加	○今後とも、各種研修会について、情報提供を行う。		
6 学校及び教育施設に対する支援・条件整備	A ○1学期には、北筑後教育事務所同伴の学校訪問を2校、筑前町教育委員会単独の学校訪問を4校実施し、2学期には、北筑後教育事務所同伴のアフター訪問を2校、筑前町教育委員会単独の学校訪問を4校実施した。			

大項目	中項目	小項目	点検・評価	改善・推進策
II 教育委員会が管理・執行する事務	1	学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。	A ○平成29年度教育施策及び「学校教育推進29」並びに「社会教育推進29」を事務局で作成し、教育委員会で審議、決定した。	筑前町教育支援大綱に基づいて、教育施策の策定を行っていく。
	2	学校、公民館及び図書館の設置及び廃止を決定すること。	— ○平成29年度は無かった。	
	3	1件30万円を超える教育財産の取得を申し出ること。	— ○平成29年度は案件がなかった。	
	4	県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員たる校長の任免その他の進退について内申すること。	A ○県費負担教職員の次年度人事異動の内申をはじめ、定数欠員補充及び休職代替職員の任用に係る内申、退職内申、事務の共同実施兼務並びに小中兼務教員の内申を行った。 ○県費負担教職員の懲戒及び分限はなかった。指導措置としての文書、口頭による訓告もなかった。	
	5	県費負担教職員のサービスの監督の一般方針を定めること。	— ○県の方針を準用。	
	6	前2号に定めるもののほか、人事の一般方針を定め、及び懲戒を行うこと。	A ○北筑後教育事務所「人事異動取扱要領」を各学校に通知し、人事異動の適正な実施に取り組み、不服申し立てはなかった。	
	7	県費負担教職員以外の校長、公民館長及び図書館長の任免を行うこと。	— ○平成29年度は無かった。	
	8	教育委員会の職員の任免その他の人事を行うこと。	A ○教育委員会事務局職員のほか、指導主事、常勤講師、スクールソーシャルワーカー、栄養士、ALT、事務補助、図書司書、特別支援教育支援員、学習支援員、社会教育指導員、地域活動指導員、文化財整理員、給食調理員、スクールガードリーダー、こころの相談員等の嘱託・臨時職員等の任免を行っている。	
	9	学校、公民館、図書館の敷地を選定すること。	— ○平成29年度は無かった。	
	10	1件100万円以上の工事の計画を策定すること。	A ○総合計画の教育施設整備実施計画を策定している。	○今後も、町総合計画の3年毎の実施計画に載せる前に、教育委員会の審議を行い、策定する。

大項目	中項目	小項目	点検・評価	改善・推進策
II 教育委員会が管理・執行する事務	11	教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うこと。	A ○平成20年度事業から実施し、平成22年度事業から学識経験者の外部評価を行っている。	○委員会窓口での閲覧及び教育委員会ホームページへの掲載を継続して行う。
	12	教育委員会規則等の制定又は改廃を行うこと。	A ○平成29年度の制定・改廃状況は、次の通りで、審議を行い可決した。 ・条例の一部改正案の議会上程・・・ 0件 ・規則の一部改正・・・ 1件 ・規程の一部改正・・・ 2件 ・要綱の制定・・・ 3件 ・要綱の一部改正・・・ 4件	○今後とも、状況の変化に対応した審議を行っていく。
	13	教育予算その他議会の議決を経るべき議案について、意見を申し出ること。	A ○教育関係に係る当初予算、補正予算について意見具申を行った。	○各小・中学校予算をはじめ、教育関係に係る当初予算、補正予算の説明資料を工夫する。
	14	社会教育委員及び公民館運営審議会委員を経るべき議案について、意見を申し出ること。	— ○平成29年度は無かった。	
	15	校長、教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。	A ○町単独の教職員研修を体系化し、実施した。 ・経験年数に応じた研修 ・職務内容に応じた研修・研究指定 ・委嘱事業の実施	○引き続き、教育施策において、研修に係る重点目標と具体的施策を定める。
	16	学齢児童・生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。	— ○平成29年度は無かった。	

(学校教育)

大項目	中項目	小項目	点検・評価	改善・推進策
III 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	1 地域に開かれた学校づくりの推進	①コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の推進	B ○各学校の課題解決に向けた熟議を通して、特色のある取組が推進できた。具体的には、学習ボランティアによる学力向上の取組、学校運営協議会主催による安全安心集会の実施、地域見守り隊の組織化ができた。特に、「家庭学習強化週間」「ネット4ない宣言」の取組においては、本年度作成した「のぼり」を活用し、PTA、地域と連携した啓発活動が実施できた。 ○中学校区で合同の学校運営協議会を開催し、小中が連携した取組が進んだ。具体的には、三輪中学校区において、「草場川へおいで」をテーマに小中連携した取組が実施された。 ○コミュニティ・スクールの活動について、学校職員、PTA、地域に発信していく必要がある。	○各中学校区の特徴を生かしながら、小中連携した取組をより充実できるようにする。 ○学校から積極的に情報を提供し、個々の教育課題等に対して、熟議した内容が具現化するよう支援を行っていく。 ○各校のコミュニティ・スクールに参加している行政関係職員から、様々な情報を積極的に発信していく。 ○コミュニティ・スクールの取り組み状況については、PTA関係行事やお便り、ホームページ等を通じてより充実した情報発信を行う。
		②学校評価の効果的運用	A ○「学力向上に係る検証改善サイクル」、「主体的、対話的で深い学び」「英語教育の推進」等、本町の教育施策の重点を評価項目に位置づけることで、各学校の意識化につながり、取組が充実してきた。 ○各学校が教育活動等について自己評価・学校関係者評価を行い、その結果の公表を通して学校運営の改善ができた。 ○学校関係者評価委員会と学校運営協議会とを一体化することで、学校の教育活動に対する評価が、効率よく行うことができた。	○各学校の教育目標達成に向けた学校評価の取組（R-PDCA）をさらに支援していく。 ○各学校における評価項目を重点化、焦点化し、特色ある教育活動に対して、成果と課題を明確にすることができるようにする。 ○学校関係者評価委員の学校訪問等を通じた学校評価の取組の充実を図る。
	2 確かな学力を育み、個性や能力を伸ばす学校教育の充実	①教育の機会均等を図る体制整備	A ○電子黒板導入に伴うICT教育や経験年数や職務内容に応じた筑前町教職員研修を体系化・焦点化したことにより、各学校における教育活動の深化充実のための支援をすることができた。 ○三輪中学校、三並小学校において、小中合同研修会を行い公開授業を通して、小中学校の教員による系統性のある指導内容・方法等について協議することができた。 ○電子黒板やデジタル教科書等を活用した授業実践が進んだ。	○各中学校区毎の小中合同研修会を開催し、小中連携（一貫）教育を推進する。 ○定期的な学校訪問を実施し、キャリアステージに応じた指導支援を計画的・継続的に行う。 ○各学校の特色ある取組が、他の学校にも活かすことができるよう、筑前町教職員研修における研修内容の工夫改善や指導主事による情報提供及び学校支援を積極的に行っていく。
		②学力の定着を図る場の確保・充実	B ○筑前町学力向上推進協議会、学力実態分析部会を開催し、本町の課題及び取組の検証を関係機関で共有することができた。 ○ALTを町単独で雇用したことにより、ALTの授業への参加回数の増加、英語での校内放送等の英語環境の整備等が進み児童生徒の英語や外国文化への興味関心の高まりが見られた。 ○小学5.6年生及び中学生を対象にした立命館アジア太平洋大学との連携「English Work Shop」の開催、小学3.4年生を対象に、夏季休業を利用したALTとの交流活動の開催を通して、外国語活動への意欲を喚起することができた。 ○英語検定試験に対する受験料の全額補助を行う事で、生徒の英語に対する意識の醸成及び英検取得率が高まった。	○全国学力学習状況調査における自校採点を実施し、早期の結果分析から、授業改善に活かす検証改善サイクルを確立する。 ○大学入試制度改革、新学習指導要領を踏まえ、授業改善に対する支援を図っていく。 ○新学習指導要領の完全実施を見据え、外国語活動や英語科授業の効果的な指導ができるようALT5名の活用を図っていく。 ○ALTの効果的な活用、英語検定試験の実施、APUとの連携を通じた英語教育と英語環境の充実を図る。

大項目	中項目	小項目	点検・評価	改善・推進策
III 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	2 確かな学力を育み、個性や能力を伸ばす学校教育の充実	③教員の実践的指導力の向上	A ○筑前町教職員研修を実施したことにより、教職年数や職務内容に応じた研修を意図的、計画的に行い、受講者も達成感を持つことができた。 ○筑前町小中合同授業研修会を実施し、小中学校の教員による系統性のある指導内容・方法等について協議することができた。	○受講者の研修の成果を自校教員に還元するために、研修資料の提供や研修成果の報告等、すべての教員の指導力向上につながる方策を工夫していく。 ○教科等の系統性や学び方の系統性等、小中連携（一貫）に関わるテーマを明確にした小中合同授業研修会にするために、研修内容や方法の工夫改善を図っていく。 ○英語教育における指導力向上のため、筑前町英語教育推進教員研修を実施する。
		④町一体となった学力向上の機運の醸成	A ○リーフレット「学校教育推進29」を小・中学校の全児童生徒の家庭、学校運営協議会委員等に配布することで、本町の教育施策に対する理解促進を図ることができた。 ○学力テストの分析結果等について、教育委員会や各学校のホームページ、町広報紙を通じて、町民へ普及啓発することができた。	○リーフレット「学校教育推進30」を教職員、小中学校全保護者、区長、町議会議員、学校運営協議会委員等に配布し、取組への保護者、地域の理解と意識向上を今後も図っていく。 ○各中学校区で実施している「家庭学習強化週間」や「ネット4ない宣言」の取組を家庭・地域と連携しながら運動として展開していく。
	3 心づくり・体づくりの推進	①食育の推進	A ○食育推進委員会を開催し、筑前町第二次食育推進基本計画に基づいた各部署の具体的な取組を推進することができた。 ○筑前町給食管理委員会において、すべての児童生徒の食の安全を図るため「筑前町食物アレルギー対応方針」に基づいたアレルギー対応が実施できた。	○食に関する年間指導計画の重点化により実効性のある食に関する指導を進める。 ○筑前町第二次食育推進計画の啓発と充実を図る。 ○「筑前町食物アレルギー対応方針」に基づく、食物アレルギー対応が適切に実施できるよう今後も指導を行っていく。
		②キャリア教育、ボランティア活動の推進	A ○キャリア教育における小・中一貫カリキュラム「夢と志を育む筑前っ子育成プラン」に基づいた特色のある実践を広げることができた。 ○立志式や1/2成人式を通して、児童生徒の将来に対する夢や希望を育むことができた。 ○コミュニティ・スクールと協働し、中学生が校区内の小学校に出向いて、学習支援を行ったり、地域の行事等にボランティアとして積極的に参加することができた。	○キャリア教育、道徳教育に関する小・中一貫カリキュラムの年間指導計画への位置づけと実践例の更なる蓄積を行う。 ○小中が連携した特色ある取組を行う。 ○立志式や1/2成人式といった儀式的行事を通して、児童生徒の夢や希望を育む実践の充実を図っていく。
		③道徳教育の充実・改善	A ○「特別の教科 道徳」への移行を踏まえ、実践校視察や講師を招聘しての研修等、各学校の道徳教育推進教員を対象にした研修を行うことができた。	○「特別の教科 道徳」（中学校）の実施に向け、具体的な授業づくりや評価の在り方等、内容を焦点化した研修を行っていく。

大項目	中項目	小項目	点検・評価	改善・推進策
Ⅲ 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	4 いじめ・不登校に対する生徒指導体制の確立	①いじめ・不登校をなくす学校の取り組み	B ○生徒指導に係る調査等をもとに学校の取組を点検・指導し、いじめ認知件数は14件、不登校は40名で、いじめの認知件数、不登校数共に増加。 ○いじめ認知件14件はすべて解消した。不登校40名のうち12名が解消した。 ○スクールソーシャルワーカーの計画的な学校訪問により、学校だけでは解決困難な個別の問題等の解決に向け効果的な活用を図った。 ○教育支援センターで、学校への支援復帰と学力の保障を行った。4名（中3生2名 中学2年1名 小4生1名）のうち、中3生2名は高校へ進学することができた。 ○いじめ問題等外部専門家による学校への支援において、各学校が毎月実施している「いじめアンケート」をテーマに、内容、実施方法、活用等、外部専門家から適切な助言を得ることができ、各学校の改善、充実につながった。	○いじめ認知件数の増加は、いじめに対する教職員の目が行き届いていることの証でもあることから、教職員の積極的な認知と組織的な対応について各学校に周知する。 ○不登校対策において、不登校兆候の把握等、早期対応を行うために、小中連携における体験入学や支援シートを活用した小中連絡会の内容方法の工夫改善を図る。 ○いじめに特化したアンケートについて、筑前町としてのモデルを提示する。 ○いじめに対する組織的対応を図るため外部専門家を活用した研修、協議を全ての学校で実施する。 ○各学校の「学校いじめ防止基本方針」に基づく組織的対応をさらに充実させるために、実効性のある対応マニュアルかどうかの検証を図り、工夫改善に努める。
		②児童生徒の安心・安全を守る連携体制	A ○通学路の安全確保のために、教育委員会、道路管理者、警察署が連携し、緊急点検を行い、危険箇所の改善を図った。 ○学校安全対策委員会での安全確保上の問題の確認等の連携を図り、児童生徒の生命にかかわる事故等は発生しなかった。	○筑前町安全対策委員会での情報共有を行い、町としての多面的な取組を進める。 ○各学校での安心メール等の普及を促し、不審者情報等、緊急時の連絡体制構築を進める。
		③児童生徒の安心・安全を守る人的支援	A ○スクールカウンセラー4名（町費2、県費2）、心の相談員2名の担当時間はフルに活用された。 ○スクールソーシャルワーカーに対する学校の有効活用が促進し、教育相談が充実した。 ○スクールガードリーダーの助言をもとに、危険箇所の把握と改善を行った。また不審者情報に対する対策を行った。 ○「地域見守り隊」等、地域組織が全ての小学校校区で組織化された。	○スクールソーシャルワーカーの各学校のいじめ・不登校等対策委員会への有効活用を図る。 ○学校・保護者・地域及び関係機関等との情報交換を積極的に行い、新たな危険箇所等の把握を行う。 ○地域見守り隊の取組の充実を図る。
	5 特別支援教育の充実	①学校における特別支援教育の組織的な推進	A ○個々の児童生徒の実態に即した個別の支援・指導計画の整備を進め、各学校の特別支援学級の適切な運営のための指導を行った。 ○校内の特別支援教育コーディネーターを中心とした、校内特別支援教育推進委員会の定期的な開催と関係機関等との連携について指導した。 ○通級指導教室（言語・情緒）での指導の充実が図られた。 ○「障害者差別解消法」に基づく合理的な配慮の提供について、周知・啓発を行った。	○普通学級に在籍する発達障害等が疑われる児童・生徒の個別の指導計画を作成し、特別支援教育の視点を取り入れた授業づくりを充実させる。 ○「ふくおか就学サポートノート」の普及と活用を図る。 ○通級指導教室の利用者数の増加に伴い、運営の在り方等検討を行う。
		②関係機関とのネットワークの構築	A ○県指導主事や特別支援学校による巡回相談を実施し、個別の支援方法について指導、助言を行った。 ○スクールソーシャルワーカーが要となり、こども未来センターや児童相談所等との連絡調整を密にすることで、児童生徒の健全育成及び保護者への支援に努めた。	○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携した巡回訪問を行い、よりよい支援ができるようにしていく。 ○個別の支援計画・指導計画の作成と併せて、通常学級に在籍する気になる児童生徒への効果的な支援ができるような体制づくりをすすめることが必要。

大項目	中項目	小項目	点検・評価	改善・推進策
Ⅲ 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	5 特別支援教育の充実	③個々の教育的ニーズに対応する人的支援	A ○通級指導教室において、言葉や日常生活に困り感を持つ児童への支援を行うことで様々な効果が見られた。 ○9名の特別支援教育支援員を町費で各学校に配置し、特別支援学級での学習を充実させるとともに、普通学級の支援も積極的に行った。 ○特別支援教育支援員及び学習支援員を対象とした研修会において、専門的な立場からの講話や互いの情報交換を行うことで支援員としての認識が高まり、具体的支援の在り方についても学ぶことができた。	○特別支援教育支援員のキャリアとニーズに応じた研修会を実施するとともに、「障害者差別解消法」に基づく合理的な配慮の提供について共通理解を図る。 ○専門的な支援を充実させるため、作業療法士等、医療機関との連携の在り方を検討する。
	6 人権教育の推進	①学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進	A ○人権教育の視点に立った学校づくりについて、「学校教育推進29」に位置づけ、教員、保護者等への啓発を行った。 ○定期的な学校訪問を行い、学校の教育活動全体を通しての人権教育の推進が図れるよう、指導・支援を行うことができた。 ○初任者等を対象にした教職員の好ましい人権感覚の涵養と個別の人権課題の解決に向けた正しい理解を育むための研修会を開催した。	○人権が尊重される「学習活動づくり」「人間関係づくり」「環境づくり」が各学校で共通理解のもと進められるよう指導を行っていく。 ○初任者、若手教員等を対象にした「人権教育研修」を実施し、教職員の人権認識、人権感覚の向上を図る。 ○人権教育の出発点である児童生徒理解の充実が図られるよう指導を行っていく。
		②組織的な取組の推進	A ○実態把握に基づき、人権尊重の視点に立った学校づくりの取組ができるよう、各学校の人権教育の全体計画、年間指導計画等の点検、改善がなされた。 ○校長、人権・同和教育担当者研修会を開催し、校長を中心とした人権・同和教育の推進に努めた。 ○学校で発生した人権問題に関わる事象に対して、校長を中心に組織的対応が図られるよう学校に支援・指導を行った。	○全体計画及び年間指導計画について学校全体での「計画・実行・評価・改善」を確実に行うよう指導する。 ○「学習活動づくりについて」児童・生徒の人権尊重の意識が高まるよう効果的に推進する。 ○教職員の人権感覚の向上を図る上で、特に、教職員による言語環境整備の充実を図る。
		③指導内容の充実と指導方法の工夫・改善	A ○人権教育教材「かがやき」「あおぞら」の計画的な活用や参加、体験的な授業づくりに向け、公開授業等を通して研修を行うことができた。 ○人権教育教材開発のために、県の指定校である三輪小学校への支援・指導を行った。	○人権教育を基盤とした効果のある学校づくりのために、県の指定校である中牟田小学校への支援・指導を行う。 ○新教材「あおぞら2」の活用促進を図る。 ○個別の人権課題に対する理解と体得を図るための授業づくりへの支援・指導を行う。
	7 教職員の資質向上と人材育成	①教職員の資質向上を図る人事評価の推進	A ○人事評価のねらい、適正な評価方法、実施上の留意点等について各校長に指導した。 ○各学校で、個票を作成し、校務、学級経営、授業等における客観的な評価を行った。 ○各学校が期首、中間、最終面談等の個人面談を計画的に実施することができた。 ○新たな人事評価制度の周知を行った。	○評価規準に関する各校長の共通理解、根拠の記録等について、県教委資料等をもとに継続的に指導していく。 ○人事評価制度の改正に伴う適正な人事評価に関して、校長会等の中で、情報交換や共通認識を図るようにする。
		②教職員派遣研修や教職員人事による人材育成	A ○中央研修や長期派遣研修等の教職員派遣研修を実施することで、教科等の専門的な知識や実践力、マネジメント力を育成することができた。 ○筑前町教職員研修を体系化し、長期的な人材育成計画を策定し、経験年数、職務内容に応じた研修を行うことができた。	○研修の成果を活用した、教職員の活躍の場を与え、人材育成を進めていく。 ○教職員一人一人の職務やキャリアステージに応じた筑前町教職員研修において、今後も工夫改善を図り、内容の充実を努める。 ○ミドルリーダーの育成に向け、人材育成の観点から踏まえた各学校校務分掌の作成、校外における研修機会の提供等に努める。

(社会教育)

大項目	中項目	小項目	点検・評価	改善・推進策
Ⅲ 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	1 学校・家庭・地域の連携による学習機会の充実	①成人学級・講座	A ○5～2月 各種講座・学級を開催した。 高齢者学級の7月講座は九州北部豪雨により中止となった。その他の学級・講座はすべて予定どおり開講することができた。 ○受講後のアンケートにより、各講座の満足度や目標達成率は高く、日ごろの生活の中で受講した内容を活用していく等意見もあり、一定の成果があったと評価する。	○今後も受講者からアンケートを実施しながらニーズを把握していく。 また、多くの方が受講できるよう、魅力ある講座内容を検討し、周知方法を工夫していく。
		②中牟田小アフタースクール	A ○9～2月 放課後に地域ボランティアの方々と体験活動、学習活動を行い、地域と協働した児童の居場所づくり等を行った。 実施回数(41回)、参加児童数(延べ1,478人)、参加ボランティア数(延べ96人)	○児童や保護者からのアンケート、ボランティアスタッフからのヒアリングを行い、見守り体制の改善やスタッフ間の情報共有の充実を図る。また、参加費の徴収方法等事務改善を行なっていく。
	2 図書館の充実と読書活動の推進	①子ども読書活動推進計画の実施	A ○「筑前町子ども読書活動推進計画」に沿った事業を行った。「小学生読書リーダー育成講座」では、読書リーダーを育成し各小学校の読書活動の促進につなげた。 ○「毎月23日は読書の日」とし、この日は省テレビ・省ゲームデーで家族で読書活動を行う日として啓発した。 ○小学低学年、高学年用の家読スタンプラリーを作成し、公共図書館にて配布を行い「読書の日」及び「家読」の啓発を行った。	○「筑前町子ども読書活動推進計画」の改定作業を行った。平成30年度～34年度までの第2次計画に沿って、「毎月23日は読書の日」をきっかけに「省テレビ・省ゲームデー」「家読の習慣づくり」を広く周知していき読書環境の充実に努める。
		②地域の知の拠点としての機能強化	A ○町民のさまざまな読書要求に応え、常に新鮮な資料構成を維持し、他館との相互貸借も利用した資料提供を行った。町民の生涯学習の場としてより良い利用環境を整えたとともに、レファレンス(調査支援、学習援助)やリクエスト(予約)サービスに力を入れた。	○住民の生涯学習拠点として、住民のニーズに即した資料提供に努める。
	3 生涯スポーツの普及促進による健康増進	①スポーツ指導者研修会	A ○スポーツ少年団の団員・指導者、各区の青少年育成指導員、体育協会員を対象に、日本体育協会公認アスレチックトレーナーの上野亜美氏を講師に実施。効率的なストレッチ運動を行うことで体感を強くし、怪我の発生を防ぐ。地域スポーツの振興を推進する指導者としての力量や資質の向上を図る。参加者(約30名)の多くに好評であった。	○多くの方に参加してもらうように広報等で周知し、普及促進に努める。
	4 芸術文化の鑑賞機会と発表機会の充実	①芸術・文化事業の開催	A ○7月に九州北部豪雨災害があり、年間を通して参加者が減少したが、来場者の年齢層は幅広く、福岡方面からの参加者も多かった。 ○今年度のマンスリーコンサートは、28年度より来場者が減少したが、ジャンルが多彩であるに関わらずリピーターが増加傾向にあった。 ゴスペルの体験型ワークショップからのゴスペルコンサートへの参加や子どもと楽しむコンサートやヴァイオリンの演奏を始め、向井亜紀や室井滋・長谷川義史などの講演会を行い、参加者からのアンケートでは好評の声が聴かれた。 ○次年度に向けて、自主文化事業検討委員会を立ち上げ、様々な団体から意見を受け、次年度の計画を立てることができた。	○事業費の4割を割らないように広報やチラシで周知させているが集客が困難となれば他の事業と抱き合わせ等で開催する必要がある。 ○体験型の企画を提供し、聴く観るだけでなく、体験する機会を提供することによって、町民ホールや文化施設の利用促進を図る。

大項目	中項目	小項目	点検・評価	改善・推進策
III 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	4 芸術文化の鑑賞機会と発表機会の充実	②文化財の保存・活用	B ○開発と文化財保護との調整については、332件の事前協議を行い、その中で15件の試掘・確認調査を行った。 ○過年度のは場整備事業に係る埋蔵文化財調査報告書の作成については、計画的な発行に努め、本年度は昭和60・61年度調査の東小田峯遺跡整理・復元作業を行った。 ○朝倉古窯跡群調査については、調査指導委員会の指導に基づき、窯跡の規模や遺跡の広がりについて確認調査を行い、国の史跡指定を目指すため、国へ意見具申書の提出を行った。 ○普及活動事業については、国史跡仙道古墳の装飾石室の公開や、中学・高校生の職場体験、各地区へ出前講座等を実施した。	○開発と文化財保護との調整については、地図システムを活用し、調査履歴を反映した台帳を整備し、日常的な問合せに応じて台帳の充実を図っているが、若干過去の履歴が漏れているところがあり、整備充実が必要である。 ○朝倉古窯跡群については、史跡指定後の整備に向けて、整備活用計画の策定準備に取り掛かる必要がある。 ○普及啓発活動として、出前講座では実際に使われた民具や出土した遺物を手に取って話を聞いてもらうことで当時の生活を身近に感じてもらえるよう努めたが、実際に使用することで更に理解を深めてもらえるように努める必要がある。
		③町史の編さん	A ○編さん委員会を開催し、「歴史資料」・「考古資料」について刊行した。	○町内の特に重要な文化財について、わかりやすく取りまとめた。
	5 様々な体験活動による青少年の健全育成	①通学合宿	A ○三輪小学校区、中牟田小学校区、東小田小学校区の3校区で4～6年生を対象とした3泊4日の通学合宿を実施。合宿期間中、子ども達は自分たちで調理・掃除・勉強などの生活体験を行い、生活力を養うことができた。また、調理や宿泊の見守り、送迎やもらい湯など地域の協力もいただき、地域との交流も行うことができた。	○今後も子ども達が生活力を養えるようなプログラムを検討していく。 ○地域の負担を減らし地域が協力しやすい運営を行い、通学合宿を浸透させる。
		②子ども会議	A ○子ども会議を三輪小校区の子ども会ジュニアリーダー育成を目的として開催した。子どもたちが自分たちで体験活動（三輪老人クラブ連合会とのカップ大会）の計画・準備・実行することができた。	○子どもが参加しやすい日程を考慮して実施した。次年度は他事業（子どもの社会力育成推進事業）と統合し、三輪地区だけでなく、筑前町全域で参加者を募集し、ジュニアリーダーの育成を図る。
		③6年生交流会	A ○町内の小学6年生を対象に3月に事前研修、1泊研修を開催した。1泊2日の日程で野外炊飯、キャンドルのつどい、フィールドビンゴ等しながら町内の小学6年生同士の交流を深めることができた。また、事前研修の中で、班や役割分担を決めておくことで、各々が自分の役割を責任もって果たすことや、思いやり、周りと協力することの大切さを学ぶ機会にできた。	○子どもたちがより交流できるように事前研修及び1泊2日で3月に開催したが、前年度に比べ参加が少なかった。今年も行ったが、学校毎に6年生交流会の募集PRを行い周知していくとともに、中学入学前の交流活動プログラムをさらに工夫していく必要がある。

大項目	中項目	小項目	点検・評価	改善・推進策
Ⅲ 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	6 「子どもの約束」の推進	①「子どもの約束」の推進及び啓発事業の充実	A ○スポーツ少年団、文化少年団、子どものつどい、通学合宿時の配付資料に「約束」を綴り込むとともに、斉唱を奨励した。 ○子どものつどいで、「子どもの約束大声大会」を実施した。 ○子どもの約束の啓発事業として「大刀洗平和記念館中学生ボランティアガイド」事業を行った。	○推進事業の継続と新たな展開や家庭への普及促進を図る。
	7 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の促進	①筑前町人権・同和推進協議会 社会教育委員会	A ○6月8日に社会教育部会総会を行い、28年度事業報告及び29年度事業計画について協議した。各種講演会・研修会への参加、部会員が属する団体での研修を呼びかけた。総会終了後、障がい者の人権をテーマにしたDVDにより部会で人権・同和問題研修を行った。	○社会教育団体に対し、人権セミナーや研修会の実施に向けて、人権・同和对策室と連携し、より多くの団体が実施するよう努める。